

九州の GI アドバイザーのご紹介

専門家が無料でサポートします！

申請手続きや申請内容について専門的なアドバイスが必要な場合は、専門家をご紹介します。
まずは「GIサポートデスク」へお問い合わせください。



田中 美智子

株式会社トータルオフィス・タナカ
代表取締役

所在地：福岡県 久留米市



溝口 好一

株式会社フードプロジェクト製作所
代表取締役

所在地：福岡県 大野城市

- ・販路コーディネーター 1級
- ・セールスレップ・マイスター 1級
- ・食の6次産業化プロデューサー レベル4
- ・機能性食品届出指導員
- ・6次産業化プランナー
- ・LFPコーディネーター
- ・福岡県企画推進員・農商工連携アドバイザー

- ・一級厨房設備施工技能士(第06-1-118-40-0006号)
- ・食の6次産業化プロデューサー(レベル4)
- ・HACCP上級コーディネーター
- ・HACCPインストラクター
- ・PCQI認定
- ・6次産業化中央サポートセンター エグゼクティブプランナー
- ・独立行政法人 中小企業基盤整備機構 実務支援アドバイザー
- ・福岡県農商工連携アドバイザー

「地理的表示(GI: Geographical Indication)保護制度」とは、地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質や評価を獲得するに至った産品が多く存在します。これらの産品のうち、品質や社会的評価など確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度です。

この制度は、国内だけでなく、日本のGI保護制度と同等の制度を持つ外国との間で国際協定を結ぶことで、相手国と相互にGIを保護することが可能となっています。

◆ 下記のようなお悩みを持たれている地域特産品がありましたら、まずはご相談ください。

- ・品質が保証された地域ブランド産品として、今後も継続して品質の保持や価値感の維持・向上をはかっていきたいと考えている地域特産品。
- ・不正使用に対して、行政が取締りを行うことで、生産者にとっては訴訟などの負担なく、自分たちのブランドを守ってほしいと考えている地域特産品。
- ・海外展開を既に行っているもしくは今後考えている地域産品で、輸出先国でも日本の真正な地域ブランド産品であることが明示され、差別化を図りたいと考えている地域特産品。

※ 相談対応方法：現地訪問(説明会・個別)対応・オンライン相談・電話相談等、状況やご要望に応じてご対応することが可能です。
(※ GI申請以外の相談については別途承ります(有料))

GI サポートデスク

GI 申請に関するお問い合わせ



0120-954-206

通話料
無料

受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00
(12:00～13:00は除く)

※土・日・祝日、夏季・年末年始の休業期間を除く

九州農政局 輸出促進課

GI 保護制度に関するお問い合わせ

096-211-9111

受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00
(12:00～13:00は除く)

※土・日・祝日、夏季・年末年始の休業期間を除く